

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 長 官 室
(総務部 情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

| | | |
|---------------------------------|------------------|---|
| ○職業能力開発校規則の一部を改正する規則 | (産業人材対策課) | 一 |
| ○農業保険法施行細則の一部を改正する規則 | (農政総務課) | 二 |
| ○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 | (同) | 三 |
| ○協同組合等検査規則の一部を改正する規則 | (同) | 四 |
| ○森林組合法施行細則の一部を改正する規則 | (水産林政総務課) | 四 |
| ○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | (水産業振興課) | 八 |
| ○水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則 | (同) | 八 |
| ○特定水産資源の採捕の停止に関する規則 | (水産業基盤整備課) | 八 |
| 訓 令 甲 | | |
| ○卸売市場検査規程の一部を改正する訓令 | (食産業振興課) | 九 |
| 訓令甲・企業局・議会・教育委員会・ 人事委員会・監査委員 | | |
| ○第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程 | (全国豊かな海づくり大会推進室) | 九 |

規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

○宮城県規則第八十七号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九章 寄宿舎(第二十一条・第二十二条)」を「第九章 補則(第二十一条・第二十二
条)」に改める。
第九章を削る。
第十章中第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、同章を第九章とする。
別表宮城県立白石高等技術専門校の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---------------------------|------|----|-------------|-----|-----|----------|
| 宮城県立 白石高等 技術専門 校 | 普通課程 | 高卒 | 情報通信ネットワーク科 | 二〇人 | 四〇人 | 二二 年年 |
|---------------------------|------|----|-------------|-----|-----|----------|

別表宮城県立仙台高等技術専門校の項中

| | | | | |
|------|-------------------------------|--------------|--------------|------------|
| 短期課程 | 造園科 | 一〇人 | 一〇人 | 六六 月月 |
| 短期課程 | 左官科 造園科 左官科 ジヨブセレクト科 | 一〇〇人 一〇〇人 | 二〇〇人 二〇〇人 | 二六六 月月月 |

に改め、同表宮城県立大崎高等技術専門校の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---------------------------|------|----|----------------|------------|-----|----------|
| 宮城県立 大崎高等 技術専門 校 | 普通課程 | 高卒 | 電気科 木の家づくり科 | 二〇人 二〇人 | 三〇人 | 二一 年年 |
|---------------------------|------|----|----------------|------------|-----|----------|

別表宮城県立石巻高等技術専門校の項中

| | | | |
|-----|-----|-----|--------|
| 配管科 | 一〇人 | 一〇人 | 六 月 |
|-----|-----|-----|--------|

を「配管科」を五人 五人 六月 に改め、同表宮城県立気仙沼高等技術専

門校の項中「一〇人 一〇人」を「五人 五人」に改める。

様式第五号中「下記理由」を「下記の理由」に、「退学いたないので、御許可くださるようお願い

いたします」を「退学したいので、許可願います」に改める。

様式第六号中「下記理由」を「下記の理由」に、「欠席したかったので」を「欠席したいので、」に、「お届けいたします」を「届けます」に改める。

様式第六号の二から様式第六号の四までの規定中「許可入るようお願いします」を「許可願います」に改める。

様式第七号及び様式第八号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の職業能力開発校規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定によるものとみなす。

3 改正後の別表宮城県立仙台台高等技術専門校の項の規定にかかわらず、同項に規定するジョブヤークト科の入学定員、訓練定員及び訓練期間は、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間においては、知事が別に定めることができるものとする。

農業保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

農業保険法施行細則の一部を改正する規則

農業保険法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 法第五十八条第四項の規定による定款等の変更の届出は、様式第五号の二によらなければならない。

第二十条第一号中「様式第二十二号。」を「様式第二十二号」に改め、同条第九号中「設立事務所所在地の変更、解散合併及び清算人の就任の」を「法第七条第一項の規定により」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「三」を削る。

様式第五号中「四」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第五号の2（第6条関係）

宮城県知事 殿

年 月 日

住 所

農業共済組合
組合長理事 氏 名

農業共済組合定款等変更届出書

当農業共済組合の定款等の変更について、 年 月 日に開催した総会（総代会）の議決を経たので、農業保険法第58条第4項の規定により下記書類を添え届け出ます。

記

- 1 変更しようとする箇所に係る新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 総会（総代会）の議事録の謄本

様式第六号から様式第八号までの規定中「印」を削る。
 様式第九号中「印」を削り、「3 清算終了登記の謄本
 4 清算計画に基づく実施結果の報告書」を「3 清算計画に基づ
 ぐ実施結果の報告書」に改める。

様式第十二号から様式第十七号までの規定中「印」を削る。

様式第二十号及び様式第二十一号中「氏 名 印」を「氏 名
 」に、「白書し押印」を「記載」に改める。

様式第二十二号、様式第二十四号及び様式第二十六号から様式第三十号までの規定中「印」を削る。
 様式第三十一号中「印」を削り、

「 当農業共済組合に係る設立（合併・清算人）の登記を完了したので、登記の謄本を添え
 報告します。」

「 農業保険法第7条第1項の規定により当農業共済組合に係る下記事項についての登記を完
 了したので、登記の謄本を添え報告します。」

1 記
 2 に改め

様式第三十二号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の農業保険法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
 当分の間、改正後の農業保険法施行細則の規定によるものとみなす。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和四十二年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。
 様式第一号から様式第十三号までの規定中「印」を削る。

様式第十四号中「印」を削り、同様式の注中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

様式第十五号中「印」を削り、同様式の注中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

様式第十六号から様式第十八号までの規定中「印」を削る。

様式第十九号中「印」を削る。

様式第二十号から様式第二十八号までの規定中「印」を削る。

様式第二十九号中「印」を削る。

様式第三十号中「印」を削る。

様式第三十一号から様式第三十四号までの規定中「印」を削る。

様式第三十五号から様式第四十八号までの規定中「印」を削る。

様式第四十九号中 「発起人代表者住所 発起人代表者氏名 ④」を「主たる事務所の所在地
 主たる事務組合の名称
 代表者氏名」

に改める。

様式第五十号から様式第五十三号までの規定中「印」を削る。

様式第五十四号中 「主たる事務所の所在地 農業協同組合（農事組合法人）の名称 ④」を「主たる事務所の所在地
 組織変更後の法人の名称
 組織変更後の代表者氏名」

に改める。

組織変更前の主たる事務所の所在地
 組織変更前の組織の名称

様式第五十五号及び様式第五十七号から様式第六十三号までの規定中「印」を削る。

様式第六十四号中「印」を削る。

様式第六十五号から様式第六十八号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当
 分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

協同組合等検査規則の一部を改正する規則

協同組合等検査規則（平成十六年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第一百七条」の下に、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第三十六条、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条」を加える。
別記様式第二中

「 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第 項
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第 項
中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条第 項
農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条第 項
農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第 項
森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第 項
」

を

「 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第 項
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第 項
中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条第 項
農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条第 項
農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第117条第 項
森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第 項
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律
（平成19年法律第133号）第36条第 項
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
（平成28年法律第101号）第44条第 項
」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十一号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和五十四年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第十五号中「様式第十六号」を「様式第十八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「様式第十五号」を「様式第十七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。
十四 法第八十八条の第三第二項の規定による吸収分割の認可申請 吸収分割認可申請書（様式第十号又は様式第十六号）

第二条第二項第一号中「様式第十七号」を「様式第十九号」に改め、同項第三号中「総会の議決」を「総会の決議」に、「総会（総代会）の議決（選挙、当選）取消請求書」を「総会（総代会）の決議（選挙、当選）取消請求書」に、「様式第十九号」を「様式第二十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「様式第十八号」を「様式第二十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 法第八十条第二項後段（法第六十一条第三項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）、法第八十条第五項（法第百条第三項において準用する場合を含む。）、法第八十三条第三項（法第百条第四項において準用する場合を含む。）、法第八十四条第三項（法第百条第四項において準用する場合を含む。）、法第八十八条の第三第三項、法第百条第三項及び法第百条の八第二項（法第百条の十八及び法第百条の二十四において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明の請求 組合設立（定款変更、解散、合併、吸収分割、組織変更）認可証明請求書（様式第二十号）

第三条第三項第一号中「様式第二十号」を「様式第二十三号」に改め、同項第二号中「様式第二十一号」を「様式第二十四号」に改め、同項第三号中「様式第二十二号」を「様式第二十五号」に改め、同項第四号中「様式第二十三号」を「様式第二十六号」に改め、同項第五号中「様式第二十四号」を「様式第二十七号」に改め、同項第六号中「様式第二十五号」を「様式第二十八号」に改め、同項第七号中「様式第二十六号」を「様式第二十九号」に改める。

第三条中「様式第二十七号」を「様式第三十号」に改める。
第四条第一項中「様式第二十八号」を「様式第三十一号」に改め、同条第二項中「様式第二十九号」を「様式第三十二号」に改める。

第五条第一項中「様式第三十号」を「様式第三十三号」に改め、同条第二項中「様式第三十一号」を「様式第三十四号」に改める。

様式第一号から様式第九号までの規定中「㊸」を削る。
様式第十号中「㊸」及び「財産目録及び」を削り、

〔3〕 森林組合法第67条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規
定による手続を経たことを証する書類

〔3〕 森林組合法第67条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規
定による手続を経たことを証する書類

〔注〕 非出資組合は、上記4(1)の貸借対照表に代えて財産目録を添付すること。

様式第十一号中「㊸」を削る。

様式第十二号中「㊸」及び「財産目録及び」を削り、同様式の〔注〕中「を添付しなくてもよい」を「に
代えて財産目録を添付すること」に改める。

様式第十三号中「㊸」を削り、「議決」や「決議」に改め、「財産目録及び」を削り、同様式の〔注〕中

「2 非出資組合は、上記5～7の書類を添付しなくてもよい。」や

「2 非出資組合は、上記5の貸借対照表に代えて財産目録を添付すること。に改める。」

3 非出資組合は、上記6及び7の書類を添付しなくてもよい。」に改める。

様式第三十号中「㊸」を削り、同様式を様式第三十四号とする。

様式第三十号中「㊸」を削り、同様式を様式第三十三号とする。

様式第二十九号中「㊸」を削り、同様式を様式第三十二号とする。

様式第二十八号中「㊸」を削り、同様式を様式第三十一号とする。

様式第二十七号中「㊸」を削り、同様式を様式第三十号とする。

様式第二十六号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十九号とする。

様式第二十五号中「㊸」を削り、

〔2〕 財産目録及び貸借対照表」や

〔2〕 貸借対照表

〔注〕 非出資組合は、上記(2)の貸借対照表に代えて、財産目録を添付すること。」に改め、同様式

を様式第二十八号とする。

様式第二十四号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十七号とする。

様式第二十三号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十六号とする。

様式第二十二号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十五号とする。

様式第二十一号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十四号とする。

様式第二十号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十三号とする。

様式第十九号中「㊸」を削り、「総会（総代会）の議決（選挙、当選）取消請求書」や「総会（総

代会）の決議（選挙、当選）取消請求書」及び「総会（総代会）の議決
〔 総会（総代会）の議決 〕 や 〔 総会（総代会）
選挙 役員当選 〕 及び 〔 総会（総代会）
選挙 役員当選 〕

の決議

に改め、同様式を様式第二十一号とする。

様式第十八号中「㊸」を削り、同様式を様式第二十一号とする。

様式第十七号中「㊸」を削り、同様式を様式第十九号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第20号 (第2条関係)

組合設立 (定款変更, 解散, 合併, 吸収分割, 組織変更) 認可証明請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

請求者 氏 名

(法人にあつては, その主たる事務所
の所在地, 名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで 組合の設立 (定款変更, 解散, 合併, 吸収分割, 組織変更) の

認可の申請をしましたが, 期間を経過したにもかかわらず通知がありませんので, 設立 (定款変更,
解散, 合併, 吸収分割, 組織変更) の認可に関する証明を請求します。

様式第十六号中「④」及び「財産目録及び」や「議決」や「決議」に

「6 その他参考となるべき事項を記載した書面」や

「6 その他参考となるべき事項を記載した書面

(注) 非出資組合は, 上記2の貸借対照表に代えて財産目録を添付すること。」に

様式第十八号と作る。

様式第十五号中「④」及び「財産目録及び」や「議決」や「決議」に

「6 その他参考となるべき事項を記載した書面」や

「6 その他参考となるべき事項を記載した書面

(注) 非出資組合は, 上記2の貸借対照表に代えて財産目録を添付すること。」に

様式第十七号と作る。

様式第十四号中「④」及び「財産目録及び」や「議決」や「決議」に

「2 非出資組合は, 上記8～10の書類を添付しなくてもよい。」や

「2 非出資組合は, 上記8の貸借対照表に代えて財産目録を添付すること。」に

3 非出資組合は, 上記9及び10の書類を添付しなくてもよい。」に

次の二様式を加える。

様式第15号 (第2条関係)

吸収分割認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

住所
吸収分割承継組合 名称
代表者氏名

吸収分割の認可を受けたいので、森林組合法第88条の3第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 吸収分割理由書
 - 2 吸収分割を決議した総会（総代会）又は理事会の議事録謄本
 - 3 吸収分割契約書謄本
 - 4 貸借対照表
 - 5 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書類
 - 6 吸収分割承継組合等の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所的位置を記載した書類
 - 7 吸収分割の経過を記載した書面
 - 8 その他必要な書類
- （注）吸収分割を総会（総代会）又は理事会で決議した場合はその根拠や経緯等、必要な手続を行うたことを証する書面を添付すること。

様式第16号 (第2条関係)

吸収分割認可申請書

宮城県知事 殿 年 月 日

住所
吸収分割組合 名称
代表者氏名

吸収分割の認可を受けたいので、森林組合法第88条の3第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 吸収分割理由書
 - 2 吸収分割を決議した総会（総代会）又は理事会の議事録謄本
 - 3 吸収分割契約書謄本
 - 4 貸借対照表
 - 5 森林組合法第88条の5第1項において準用する同法第66条第2項又は第3項及び第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書類
 - 6 吸収分割組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所的位置を記載した書類
 - 7 吸収分割の経過を記載した書面
 - 8 その他必要な書類
- （注）吸収分割を総会（総代会）又は理事会で決議した場合はその根拠や経緯等、必要な手続を行うたことを証する書面を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の森林組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の森林組合法施行細則の規定によるものとみなす。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの」の下に「で、原
子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によ
る災害をいう。）による影響を受けているもの」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月
三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

水産技術総合センターの使用に関する規則の一部を改正する規則

水産技術総合センターの使用に関する規則（平成二十八年宮城県規則第四十一号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

〔注〕 水産技術総合センターの使用に関する規則第五条第一項第三号の規定に

- 該当するとして、減免を受けようとする場合は、以下の書類を添付して下さい。
1 申請者が組合に所属している場合は、市町村長が発行する被災証明書又

様式第三号中

は罹災証明書

- 2 申請者が組合に所属していない場合は、市町村長が発行する被災証明書
又は罹災証明書及び県内の水産加工業者又は漁業に従事している者であ
ることか確認できる書類
を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第三号については、当分の間、改正後の様式第三号とみなす。

特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第三十三条
第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に必要事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、当該
各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において
期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の
採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示を
したときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の
告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(知事管理量に係るくまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成三十一年宮城県規則第十号）は、廃止する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十八号

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程（昭和四十九年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「農政部園芸振興室」を「農政部園芸推進課」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「呈示」を「提示」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・ 人事委員会・監査委員

○宮城県訓令甲第二十九号

○宮城県企業局管理規程第五号

○宮城県議会訓令甲第二号

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

○宮城県人事委員会訓令甲第四号

○宮城県監査委員訓令第四号

第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之
宮 城 県 議 会 議 長 石 川 光 次 郎
宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代
宮城県人事委員会委員長 千 葉 裕 一
宮城県代表監査委員 石 森 建 二

第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程
（設置）

第一条 第四十回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）に関する事務を円滑に処理するため、第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。（組織及び所掌事務）

第二条 実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（本部長、副本部長及び本部分）

第三条 実施本部に、本部長、副本部長及び本部分を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部分付は、別表第三に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、実施本部の事務を総括し、実施本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部分付は、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

（部長及び副本部長）

第四条 部に、部長及び副本部長を置く。

2 部長及び副本部長は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

（班長、副班長及び班員）

第五条 班に、班長、副班長及び班員を置く。

2 班長、副班長及び班員は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理し、班員を指揮監督する。

4 副班長は、上司の命を受け、班長の命を受け、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代

| | | | | | | |
|-------------------|--|---|--------------|-------------------------------|--|--|
| <p>海上歓迎・放流行事部</p> | <p>一 海上歓迎・放流行事の管理及び運営に関すること。 二 招待者の案内及び誘導に関すること。 三 海上歓迎・放流行事における救護及び防災に関すること。 四 海上歓迎・放流行事の会場施設の管理及び警備に関すること。</p> | <p>一 式典行事の管理及び運営に関すること。 二 招待者の案内及び誘導に関すること。 三 式典行事における救護及び防災に関すること。 四 式典行事の会場施設の管理及び警備に関すること。</p> | <p>特別接待部</p> | <p>特別招待者との連絡調整及び接待に関すること。</p> | <p>総括部</p> <p>一 大会運営の進行管理に関すること。 二 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 三 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 四 作品御覧・御懇談の管理及び運営に関すること。 五 作品御覧・御懇談における救護及び防災に関すること。 六 実施本部に係る事務で、他部の事務に属さない事項に関すること。</p> | <p>部 分 掌 事 務</p> <p>1 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。 (この訓令の失効) 2 この訓令は、令和三年十月三日限り、その効力を失う。 別表第一(第二条関係)</p> <p>5 班員は、上司の命を受け、班の担当事務に従事する。 (庶務)</p> <p>第六条 実施本部の各部における庶務の総括は、水産林政部全国豊かな海づくり大会推進室において処理する。 (委任)</p> <p>第七条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> |
|-------------------|--|---|--------------|-------------------------------|--|--|

| | | | | | |
|--------------------------|---|--|---------------------------|---|---|
| <p>作品御覧・御懇談総務・招待者管理班</p> | <p>一 作品御覧・御懇談の総括管理に関すること。 二 作品御覧・御懇談招待者の名簿管理及び受付に</p> | <p>一 電話対応及びホームページ対応に関すること。 二 気象情報等の収集に関すること。</p> | <p>総括部</p> <p>実施本部運営班</p> | <p>部 分 掌 事 務</p> <p>一 実施本部の庶務に関すること。 二 大会運営の進行管理に関すること。 三 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 四 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 五 不測の事態への対応に関すること。 六 報道機関への対応に関すること。 七 他部及び部内の他班の事務に属さない事項に関すること。</p> | <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>宿泊・輸送部</p> <p>一 式典行事招待者、海上歓迎・放流行事招待者及び関係者の輸送総括管理、駐車場の管理及び弁当の配布・回収に関すること。 二 式典行事招待者、海上歓迎・放流行事招待者及び関係者の受付・バス添乗の総括管理、宿泊施設及び集合地での受付並びにバス添乗に関すること。</p> <p>関連行事部(石巻会場)</p> <p>一 関連行事(石巻会場)の会場の管理に関すること。 二 関連行事(石巻会場)の会場におけるイベントの運営に関すること。 三 関連行事(石巻会場)における救護及び防災に関すること。 四 関連行事(石巻会場)における出演者及び来場者の案内及び誘導に関すること。 五 サテライト会場の管理に関すること。</p> <p>関連行事部(仙台会場)</p> <p>一 関連行事(仙台会場)の会場の管理に関すること。 二 関連行事(仙台会場)の会場におけるイベントの運営に関すること。 三 関連行事(仙台会場)における救護及び防災に関すること。 四 リモート会場の管理及び運営に関すること。 五 仙台エキナカイイベント会場の管理に関すること。</p> |
|--------------------------|---|--|---------------------------|---|---|

| | | | |
|---|--|--|---|
| | | 関連行事部 (石巻会場) | |
| 誘導班 | 駐車場班 | 救護・防災班 | 一 関連行事(石巻会場)における急病者の救護に 関すること。 二 関連行事(石巻会場)における防災対策に 関すること。 三 関連行事(石巻会場)における医療機関及び消 防機関との連絡調整に關すること。 |
| 関連行事(石巻会場)の会場への案内誘導に 関すること。 | 関連行事(石巻会場)における一般来場者駐車場 の管理に關すること。 | 関連行事(石巻会場)の会場案内に關すること。 一 海上歓迎・放流行事招待者の受付及びバス添乗 に關すること。 二 海上歓迎・放流行事会場における弁当の配布・ 回収に關すること。 | 式典行事招待者班 海上歓迎・放流行事招 待者班 式典行事招待者班 一 式典行事招待者の受付及びバス添乗に關する こと。 二 式典行事会場における弁当の配布・回収に關す ること。 |
| | | 出展者管理班 関連行事(石巻会場)の出展者管理等に關するこ と。 | 宿泊施設での受付並びにバス添乗に關すること。 |
| 体験・展示エリア班 関連行事(石巻会場)における体験・展示エリア の運営に關すること。 | 企画展示班 関連行事(石巻会場)における企画展示エリアの 運営に關すること。 | ステージエリア班 関連行事(石巻会場)におけるステージエリアの 運営及び出演者管理に關すること。 | 総務・会場案内班 一 関連行事(石巻会場)の総括管理に關すること。 二 関連行事(石巻会場)の会場案内に關すること。 三 関連行事(石巻会場)の会場美化に關すること。 |

別表第三(第三条関係)

| | | | |
|--|---|---|---|
| | | 関連行事部 (仙台会場) | |
| 班 | リモート会場班 | 救護・防災班 | 一 関連行事(仙台会場)における急病者の救護に 関すること。 二 関連行事(仙台会場)における防災対策に關す ること。 三 関連行事(仙台会場)における医療機関及び消 防機関との連絡調整に關すること。 |
| 仙台エキナカイベント 会場 仙台エキナカイベント会場の管理に關すること。 | リモート会場の管理及び運営に關すること。 | 特別企画班 関連行事(石巻会場)における特別企画の運営に 關すること。 | 北部サテライト会場班 北部サテライト会場の管理に關すること。 南部サテライト会場班 南部サテライト会場の管理に關すること。 内水面サテライト会場 内水面サテライト会場の管理に關すること。 |
| 企画展示班 関連行事(仙台会場)における企画展示エリアの 運営に關すること。 | 体験エリア班 関連行事(仙台会場)における体験エリアの運営 に關すること。 | 出展者管理班 関連行事(仙台会場)の出展者管理等に關するこ と。 | ステージエリア班 関連行事(仙台会場)におけるステージエリアの 運営及び出演者管理に關すること。 |

総務部長

復興・危機管理部長

企画部長

環境生活部長

保健福祉部長

経済商工観光部長

農政部長

水産林政部長

土木部長

会計管理者

公営企業管理者

教育委員会教育長

監査委員事務局長

人事委員会事務局長

労働委員会事務局長

議会事務局長